

令和7年度 下呂市結婚新生活支援事業補助金のご案内

下呂市ではこれから夫婦等として新生活を始める世帯を対象に、新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

1. 対 象

婚姻又は、岐阜県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に規定する宣誓書を提出し、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた世帯。

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻等をした世帯
- ② ご夫婦等の所得を合わせて500万円未満（世帯収入約670万円未満に相当）※
- ③ ご夫婦等が居住する住宅が下呂市内にあり、当該住宅に住民登録をしている世帯
- ※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦等の所得から控除します。

2. 対象費用

❖新居の住宅費	①新居の購入費 ②新居の家賃、礼金、共益費、仲介手数料 ③新居のリフォーム費用
❖新居への引越費用	④引越業者や運送業者に支払った引越費用

3. 補助金額

上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、**1世帯あたり上限60万円**

4. 申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・婚姻後の戸籍全部事項証明書若しくは婚姻届受理証明書又は岐阜県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に規定するパートナーシップ宣誓書受領証
- ・婚姻等の後の世帯全員の住民票
- ・ご夫婦等の一番直近の年度の所得証明書
- ・【新居の購入について申請される方】住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ・【新居の賃貸借について申請される方】住宅の賃貸借契約書の写し
- ・【勤務先から住宅手当が支給されている方】住宅手当支給証明書(様式第2号)
- ・【引越し費用について申請される方】引越し費用の領収書の写し
- ・【新居のリフォーム代について申請される方】住宅リフォームの工事請負契約書及び領収書の写し
- ・【奨学金を返還している方】奨学金の返済額がわかる書類

5. 提出先及び申請期限

下呂市役所社会福祉課(星雲会館内)、下呂庁舎市民サービス課または最寄りの振興事務所窓口(下呂地域を除く)へ **令和8年3月10日 まで**にご提出ください。